

## 県民意見整理台帳

「神奈川県社会的養育推進計画（改定素案）」に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

### 1 意見募集期間

令和元年12月18日（水）～令和2年1月17日（金）

### 2 意見募集結果

意見件数 97件

### 3 意見内容の分類

区 分		件数
1	計画全体に関する意見	28
2	里親に関する意見	26
3	施設に関する意見	9
4	子どもの権利擁護に関する意見	7
5	児童相談所に関する意見	12
6	自立支援に関する意見	15
合 計		97

※ 「5 提出意見及びこれに対する県の考え方」の「内容区分」に1～6を記載しています。

### 4 意見反映の状況

区 分		件数
A	計画に反映しました（ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。）	31
B	計画には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	4
C	ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	36
D	計画に反映できません。	7
E	その他（質問・感想など）	19
合 計		97

※ 「5 提出意見及びこれに対する県の考え方」の「反映区分」にA～Eを記載しています。

5 提出意見及びこれに対する県の考え方

・「内容区分」欄:「3 意見内容の分類」の区分を記載しています  
 ・「反映区分」欄:「4 意見反映の状況」の区分を記載しています

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	5	一時保護所について、各自治体の状況を踏まえ入所者数の今後の見通しと理由を整理するとともに、一時保護の長期化や処遇困難児童の支援に対応するため、職員の適正な人員配置をしてほしい。	A	ご意見については、「児童相談所の体制強化」の中で一時保護所も含めて取り組むこととしているほか、「子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護」の中でも職員の専門性の向上を図ることとしており、引き続き取り組んでまいります。
2	5	一時保護された児童のほとんどが、一時保護解除後は在宅指導となるため、虐待の再発が起こらないよう適切な家族支援を行っていただきたい。	B	一時保護を解除され家庭復帰した子どもについては、児童相談所が在宅指導を行っておりますが、引き続き適切な指導・支援により、虐待の再発防止に努めてまいります。
3	1	重要な計画だと思うので、ぜひ頑張ってください。	E	子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指し、取組みを進めてまいります。
4	2	里親等委託率の目標値について、令和11年度の40.0%はハードルが高い。もう少し下げて、より実現できそうな目標でも良いと思う。	C	里親等委託率の目標値については、容易に達成できるものではないと考えておりますが、目指すべき方向性として設定しました。ただし、後期計画の策定に当たっては、進捗状況を確認し、必要に応じて目標値の見直しを検討することとします。
5	4	施設より里親のほうがよいと決めつけるのはナンセンスで、自分の生活する場所は自分で決められると良い。	A	ご意見については、「子どもの意思形成と意見表明のための支援」の中で取り組むこととしており、子どもの生活する場や支援方針を決定するに当たって、子ども本人の意向が尊重されるよう、支援の充実を図ってまいります。
6	6	施設の子も、希望する場合は高校卒業後進学できるようになると良いと思う。	A	代替養育を必要とする子どもが、施設退所後や里親からの自立後に、希望に応じた進路を選択できるようになることは重要です。ご意見については、退所児童等への自立支援の一環として、社会的養護自立生活支援事業の実施や自立援助ホームの開設促進等により取り組んでまいります。
7	2	自分の子を育てるだけでも大変なのに、他人の子を育てる里親はすごい。実際に里親になろうとする人はいるのか？	E	里親への支援体制を強化することにより負担を軽減し、里親を増やすことができるよう取り組んでまいります。
8	1	すべての子どもが健やかに成長し、生き生きと暮らすことができると良い。世の中から虐待がなくなってほしい。	A	子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指し、取組みを進めてまいります。
9	4	学校や児童相談所はきちんと子どもの話を聞いて、守秘義務を守って対応してほしい。せっかく勇気を出して打ち明けても、親身になってもらえなければ、子どもは本当のことを話さなくなってしまう。	A	ご意見については、「子どもの権利擁護の推進」の中で、子どもの権利理解と意見表明の促進に取り組んでまいります。特に、代替養育を必要とする子どもについては、第三者が子どもの意見を聴き代弁する仕組みを作り、自ら声をあげにくい子どもの意見を汲み取ることができるよう取り組んでいきます。
10	1	計画の中身については、よく分からないところもあるが、子どものために頑張ってください。	E	子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指し、取組みを進めてまいります。
11	1	最も大事なことは、命の危険に晒されている子ども一人一人に、新たな安心できる代替家庭と生活を与えることである。	A	「子どもの権利保障」と「家庭養育優先原則」を念頭に、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供できるよう取り組んでまいります。
12	5	子どもにとってどのような親子関係が適切かを、NPOや里親等の地域資源を使いながらコーディネートしていくのが、新ビジョンで求められている児童相談所の今後の役割である。	A	ご意見の趣旨については、6(2)ア「児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化」の記載に反映しました。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
13	5	児童相談所が忙しすぎて役割を果たせないのであれば、NPOに委託すべき。担い手が見当たらなければ、早急に育てるべき。 NPOが良い理由は、その地域に根付いており、担当者が変わらないので、様々な知見が蓄積でき、次に生かせるため。現状では、人事異動が必然で引継ぎも十分でない児童相談所に要求が集中しすぎている。	C	児童相談所業務のNPO法人への委託については現時点で検討しておりませんが、今後の取組みの参考とさせていただきます。なお、民間団体との連携というご意見の趣旨は、6(2)ア「児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化」の記載に反映しました。 また、児童相談所職員の多忙さにより十分なケースワークができなかったり、人事異動により知見が蓄積できないという点については、「児童相談所の体制強化」の中で改善に取り組んでまいります。
14	2	自分は里親をしてきたが、児童相談所・施設・里親の3者で会談したことがほとんどない。「どうしたら里親が増えるか」「なぜ里親が増えないか」など、3者のディスカッションの場を児童相談所主導で設け、議論を尽くすべき。	C	本県ではこれまでも、里親の皆様や里親会の意見をお聞きし、その協力を得ながら里親委託を推進してまいりました。児童相談所・施設・里親が意見交換し、連携することは重要であり、これまでの取組みをさらに充実できるよう、ご意見については今後の取組みの参考とさせていただきます。
15	2	児童相談所職員を含む公務員は、社会的・経済的に安定しており、最も里親に適する人たちだと思う。職員自身が、自分が里親するには何が必要かを考えれば、里親を増やす方策は具体的に見えてくるはず。週末里親のように、自分の生活への影響や負担が少なくても子どもにとって意味のある活動から、まず広げていくべきである。	C	児童相談所を始めとする職員が、自身の立場に置き換えて里親を増やす方策を考えることは重要であり、ご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。 また、週末里親等の重要性については「里親等の供給量」の中で記載しており、様々な形で里親の活動を充実させるよう、引き続き取り組んでまいります。
16	6	社会的養育を受ける子ども・若者には、自立支援の取組みが欠かせない。児童養護施設等での自立支援はもちろんだが、施設等に入所できず一時保護や在宅指導措置を受けている子どもが圧倒的に多い現状では、児童相談所にも自立支援機能が必要である。 「児童相談所の体制強化」の一環として、児童相談所への「自立支援担当職員」の配置など、児童相談所における自立支援機能の充実を図っていただきたい。	C	社会的養育を必要とする子どもの自立支援の取組みは重要であり、児童相談所への自立支援担当職員の配置など具体的提案については、今後の参考とさせていただきます。
17	3	神奈川県内の児童養護施設の中には、既に十分家庭的であり、ユニットごとの互助が機能するマンション（都市部における集合住宅の概念）を形成している施設もある。これは、精神的・物理的に孤立しがちな里親や地域分散化にはない特徴であり、「施設より里親のほうが家庭的である」とか「地域分散化が良い」という考え方は必ずしも当てはまらない。	E	施設の養育体制の整備に当たっては、小規模かつ地域分散化の方針を念頭に置きつつも、県内の各施設が積み上げてきた養育実践を踏まえ、各施設の養育理念や特色を尊重して進めていくことが必要と考えています。 子どもの養育の場の決定に当たっては、子どもの最善の利益を実現する観点から、家庭養育（里親等）」と「家庭的な環境での養育（施設等）」の協働により、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供できるよう努めてまいります。 また、施設の地域分散化については、一律に推進するのではなく、そのリスクにも留意し、各施設と協議しながら進めていきます。
18	3	希薄な親子関係に置かれていた子どもにとって重要なことは、「安定した関係性」や「淡々とした家庭生活」で包むことであり、「専任職」や「専門家」で囲むことではない。「専任職の配置」により、子育てという第一義目的から乖離した「悪い職業意識」が発生しやすい。アカデミックな専門性は必要ない。	C	施設の高機能化・多機能化の一つとして、医療や心理的ケアを必要とする子どもが専門職によるケアを受けられるようにすることを挙げています。子どもの状態は様々であり、このような専門的なケアを必要とする子どももいれば、ご指摘のような生活が最も適した子どももいると考えております。いただいたご意見を参考とし、各施設の養育理念や特色を尊重しながら、施設の養育体制の整備に努めてまいります。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
19	1	神奈川県内の児童養護施設の中には、職員と子どもが濃密な関係性の中で日々愛情深く関わるとともに、施設全体で問題を共有する体制により職員の孤立化を防いでいる施設もある。子どもにとって望ましい環境を考えたときに問われるのは養育の質であり、単に施設よりも里親が望ましいとするのは間違いである。	E	子どもの養育の場の決定に当たっては、子どもの最善の利益を実現する観点から、「家庭養育（里親等）」と「家庭的な環境での養育（施設等）」の協働により、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供できるよう努めてまいります。
20	1	すべての子どもが健やかに成長し、生き生きと暮らしていけることを望んでいる。	A	子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指し、取組みを進めてまいります。
21	5	「(2)－1 児童相談所の体制強化」について、人を増やせば良いというだけではないと思うので、人材確保や質をどのように高めていくのかという点も考えてほしい。	A	人材の確保とともに、専門性の向上や人材育成など、質を高める取組みも進めてまいります。
22	2	「(3)－1 里親等への委託の推進」について、里親とのマッチングという視点で考えると、選ばれない子どもが必ずいるというのも事実である。里親委託を推進することは、選ばれない子どもを増やすということにもなる。	E	里親委託に当たっては、的確なアセスメントによりマッチングの質を高めるとともに、里親を増やすことでマッチングの機会や幅を広げられるよう取り組んでいきます。また、里親委託に適さない子どもについても、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、施設養育体制を整備するとともに、十分な受け皿の確保に努めます。
23	3	里親とマッチングできなかった子どもが施設入所となる場合、職員の専門性が問われることが多いが、現場では人手不足に悩んでいる。離職率も高く、長く務める職員でさえ疲弊する毎日である。児童養護施設を高機能化させていくためには、人材確保も大きな課題と思われる。	A	社会的養護の担い手となる人材の確保は重要な課題と認識しており、対応策について検討を進めてまいります。
24	2	ただ単に里親に委託すれば良い、という考えには賛成できない。里親委託がなぜ根付いてこなかったのか、里親委託がうまくいかなかった事案がどれだけあったのか（二度傷ついた子どもがどれだけいたのか）に目を向けてきたのか。「閉鎖性」「孤立感」をどのように考えるのか。（地域分散化も同様）	C	本計画では、「家庭養育優先原則」を踏まえ、里親委託を優先して検討することとしています。一律に里親委託を推進しようとするものではありません。最も大切なのは、子どもの最善の利益を実現する観点から、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供することだと考えております。里親委託がうまくいかなかった事案の分析については重要ですが十分にできておらず、今後の取組みの参考とさせていただきます。里親が抱えるリスクである閉鎖性や孤立感については、里親支援を充実・強化させることで、軽減できるよう努めてまいります。
25	3	神奈川県内の児童養護施設の中には、家庭的な少人数制の運営で、互助の精神が根付いている施設もあり、これこそが正しい姿であると思う。	E	本計画の推進に当たっては、県内の各施設が積み上げてきた養育実践を踏まえ、各施設の養育理念や特色を尊重して進めてまいります。
26	1	子どもにとってどのような場所が必要か、改めて考えてもらいたい。	C	子どもの養育の場の決定に当たっては、子どもの最善の利益を実現する観点から、「家庭養育（里親等）」と「家庭的な環境での養育（施設等）」の協働により、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供できるよう努めてまいります。
27	1	「“子ども”を取り巻く環境の変化」、「様々な課題を抱える“子ども”」とあるが、結果としてしわ寄せが子どもに来ているのであって、問題の根本は“大人”にあると感じる。施設職員は日々必死に子どもと向き合っているが、それを「受け皿」と捉えている以上、問題の根本は解決されないだろう。	E	大人が抱える課題への対応について、本計画で詳細な記載はしていませんが、親子関係の再構築支援を始め、必要な支援に取り組んでまいります。また、「受け皿」という言葉は、家庭で養育できないすべての子どもたちが行き場のなくなることのないよう、整備しておくべき十分な養育環境という趣旨で使用しております。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
28	3	施設の高機能化・多機能化が謳われる中、施設現場では人材確保と質の維持に難しさを感じており、代替養育を必要とする子どもの数が減少する見込みとはいえ、楽観視はできない。	E	社会的養護の担い手となる人材の確保は重要な課題と認識しており、対応策について検討を進めてまいります。
29	2	里親とグループホームの増加数を1か月ごとに公表してほしい。受入れ手が足りない現時点の問題を解決しない限り、「そもそもの出発」はできないのではないかと。	A	里親登録数や施設の小規模化・地域分散化の状況等については、「計画の進捗管理・評価」で評価項目として毎年度把握し、児童福祉審議会に報告するとともに、その結果を公表することとしています。 里親制度の普及啓発や里親の開拓等により、里親数の増加に取り組むとともに、施設の人材確保についても、対応策の検討を進めてまいります。
30	2	この計画を進めていくのであれば、施設を中心に、里親、グループホームのグループ化を行うべきと考える。レスパイトを十分にできなければ里親不調は多くなるので、まず考えないといけないことだと思う。不調で傷付き、不幸な子どもが増えるだけの計画にならないことを願う。	A	県では、家庭養育支援センターを各児童相談所管内に1か所設置し、施設・里親・児童相談所が連携する体制を取っております。 里親委託に当たっては、的確なアセスメントによりマッチングの質を高めるとともに、里親を増やすことでマッチングの機会や幅を広げるなど、不調となる事案を少しでも減らせるよう努めます。 また、レスパイトを十分にを行うべきというご意見の趣旨については、6(3)ア「里親等への委託の推進」及びイ「児童養護施設等の高機能化等」の記載に反映しました。
31	3	厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の中間報告の中で、障害児入所施設の課題と今後の方向について、「児童養護施設との連携強化」と「入所施設間の連携強化」が挙げられており、児童養護施設が小規模障害児入所施設を併設するとか、障害児入所施設がフォスタリング機関となるなどの具体的な提案がされている。児童養護施設に多数入所している障害児の対応としても貴重な提言だと思うので、本計画においても障害児の養育について、関連事項として盛り込んでもらいたい。	C	障害児施設を含む他種別施設との連携強化は重要と認識しており、「子どもの専門的ケアニーズに応じた施設利用」の中で、種別が異なる施設の効果的な利用や施設間の連携を検討する場の設置について取り組むこととしています。 児童養護施設への障害児入所施設の併設や、障害児入所施設をフォスタリング機関とするなどの提言については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
32	1	具体的な施策を期待する。	E	本計画を推進するため、具体的な施策につなげていけるよう努めてまいります。
33	1	「社会的養護の体制整備の基本的方向と全体像」については賛成だが、神奈川県の特徴として、政令指定都市等と連携するための施策が課題だと思う。「神奈川県で生まれたすべての子どもが健やかに成長し、生き生きと暮らすために」、神奈川県全体で施策を検討してほしい。	B	本県において、政令指定都市等との連携はとても重要であり、これまでも取り組んできたところです。政令指定都市等においてもそれぞれに計画を策定しているため、本計画内に具体的な記載はしていませんが、政令指定都市等との連携による効果が期待できる施策についても検討を進めてまいります。
34	3	専門的ケアを必要とする子どもたちのケアを施設職員が継続して行えるよう、職員（里親も含む）のメンタルヘルスについて、具体的支援策を検討していただきたい。	C	社会的養護の担い手である施設職員や里親のメンタル面でのケアは重要であり、ご意見については、施設現場の支援や里親支援の取組みの中で参考とさせていただきます。
35	4	p17の具体的な取組みである「子どもの意見を聴き、代弁する支援」については、第三者が単発で関わるのではなく、継続して子どもに関わる仕組み作りが必要である。	A	ご意見については、「子どもの権利擁護の推進」の中で取り組むこととしており、意見聴取の継続性を担保できる仕組みづくりを検討するに当たっての参考とさせていただきます。
36	5	p21の「児童相談所による市町村支援の強化」については、支援する児童相談所の職員の人材確保・育成の質により大きく変わってくるので、充実を期待する。	A	いただいたご意見については、「児童相談所の体制強化」の中で職員の専門性の向上を図るとともに、市町村支援の強化に努めてまいります。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
37	2	p22の「里親等の委託の推進」について、乳児院に一時保護・措置された乳幼児を中心に積極的に里親委託を進めることは賛成。里親への支援においては、市町村の子育て支援と結びつけ地域で関わることも大切だが、市町村の子育て支援との連携をどのように考えているか。	A	3歳未満の乳幼児については、愛着関係の基礎を作る時期にあり、重点的に里親委託を推進していきます。 里親支援における市町村との連携は重要であり、「里親等への委託の推進」の中で、地域の社会資源を活用したソーシャルワークによる里親支援の強化や、里親養育をしやすい地域づくりのために市町村の理解・協力が得られるような働きかけなどに取り組むこととしています。
38	5	p25について、特別養子縁組の営利を目的としたあっせん機関をなくすため、行政の関わりも必要である。また、望まない妊娠で生まれる子どもを支援するため、医療機関と連携した機関の検討も必要ではないか。	A	改正児童福祉法で養子縁組に関する支援が児童相談所の業務に位置付けられたことを踏まえ、行政としても特別養子縁組制度の促進に取り組んでまいります。 また、予期しない妊娠で生まれる子どもを支援するための医療機関との連携については、「児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化」の中で取り組んでまいります。
39	6	p27の自立援助ホームについて、就学を目的とした経済的援助も含んだホームの設置をぜひお願いしたい。	A	就学を目的とした自立援助ホームの開設についても、検討を進めてまいります。
40	4	p17の(1)子どもの権利擁護の推進の「(1)-1 子どもの意思形成と意見表明のための支援」の主な取組みとして、社会的養護に直接携わっている方たちの取組みが書かれていますが、子どもに対しての支援の充実を考えるなら、教育現場での働きかけも重要だと思う。県としての計画であれば、この部分は「連携」で終わらせず、教育分野における取組みも記載してもらいたい。	C	子どもが毎日通う学校や幼児教育の場での意思形成・意見表明の支援は重要であり、ご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
41	6	<安心の確保について> 社会的養育で育った子どもの自立における一番の課題が「安心」の確保である。施設や里親宅を出て、困ったときに頼れる相手が身近にいるかどうか、もし身近にいないくても、代わりに相談できる存在が保障されていることが重要である。その安心が保障されて初めて就労を含んだ様々な社会参加へのトライ&エラーにつながってゆくのではないか。	A	施設を退所した子どもや里親委託が終了した子どもが困難を抱えた時に、安心して頼れる存在があることは重要であり、県ではあすなるサポートステーションを設置し、各施設のあすなるサポーターとともに相談支援に取り組んでまいります。このような場所を提供することは大変重要であり、今後も自立支援の取組みを進めるとともに、子どもが信頼できる他者に相談できる力を育めるようにしていきます。
42	4	<子どもの権利擁護と当事者の参画・意見表明について> 当事者参画や意見聴取が大切とされているが、当事者とは誰を指すのか。声をあげる人、あげない人、あげられない人、代弁者に代わって声をあげてもらう人、利用者のそばでその声に日々耳を傾け続ける支援者、そのすべてが当事者である。一部の当事者の意見だけを吸い上げる、実績作りのための形骸化した意見聴取や、一部の当事者の声のみを利用して当事者全体の本意とは異なる施策を推進するようなことにはならないでほしい。	C	様々な立場の当事者から意見を聴くことは重要であり、ご意見については、今後の意見聴取の取組みの参考とさせていただきます。
43	6	<あすなるサポートステーション拡充の必要性と地域への広がり> 現在のあすなるサポートステーションと児童養護施設等の連携だけでは、近い将来アフターケアを受けきれなくなっていくことが予想され、あすなるサポートステーション事業の拡充を図っていく必要がある。具体的には、県内各児童相談所につき一か所ずつのあすなるサポートステーションサテライトを置き、家庭養育支援センターと連携して事業を行う案が挙げられる。	C	退所児童等への自立支援の拠点である「あすなるサポートステーション」の登録者数が増加しており、自立支援の体制を強化する必要は認識しています。 ご提案の内容については、今後の自立支援体制の強化を検討する際の参考とさせていただきます。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
44	6	<p>&lt;アフターケアに関わる費用の予算化と児童相談所の自立支援担当窓口開設&gt;</p> <p>各児童養護施設等のアフターケアに係る費用の予算化を検討することが必要である。また、児童相談所に自立支援担当の窓口を開設し、公的支援として自立支援をリードしていく体制が必要であり、様々な民間機関をコーディネートしていくような機能が求められる。取り急ぎ、あすなるサポーター・職業指導員連絡会に児童相談所が参加をすることで、児童相談所と各児童養護施設等、あすなるサポートステーションが自立支援についてのノウハウを共有・蓄積し協働していくことが求められる。</p>	C	<p>社会的養育を必要とする子どもの自立支援の取組みは重要であり、児童養護施設等のアフターケアに係る費用の予算化や児童相談所の自立支援担当窓口の開設など具体の御提案については、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
45	6	<p>&lt;里親推進による自立支援及びアフターケアのニーズ増加&gt;</p> <p>様々な背景を抱えた里子の委託解除後のアフターケアや自立支援については、誰がどのように保障していくのか。里親等委託率を上げていく際には、その入り口だけではなく、里子の自立支援を強化していくことが求められる。そのためには、フォスタリング機関における支援強化に加えて、児童相談所の自立支援担当窓口の開設と、各地域の児童養護施設や家庭養育支援センターと連動した「あすなるサポートステーションサテライト」の開設が案として挙げられる。</p>	C	<p>里親委託について、委託前や委託中の支援だけでなく、自立支援についても強化していくことは重要です。児童相談所の自立支援担当窓口やあすなるサポートステーションのサテライトの開設など具体の御提案については、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
46	6	<p>&lt;アフターケアから予防的関わりへ、板挟みの世代を作らない、細く長い支援&gt;</p> <p>子どもにこれまでの貧困や虐待の世代連鎖と今後の自立の両方の負担を背負わせるような支援はいかがなものか。就職や進学などの数字になる結果だけを求めるのではなく、細く長い予防支援と見守りのアフターケアを目指すことが必要である。</p>	C	<p>代替養育を経験した子どもの自立支援について、就職や進学などの数字のみに捉われず、継続した支援を行うことは重要であり、ご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
47	6	<p>&lt;社会的養育で育った子どもだけでなく…「すべての子ども・若者に育ち直しと学び直しの機会」を！&gt;</p> <p>将来的には、施設・里親・一般家庭等、どこで育っても変わらず安心して暮らせる地域社会を作っていく必要があります。生き辛さを抱えるすべての子どもが社会的養育の自立支援を受けられるように対象を拡充することが大切である。こういった養育を受けてきたかに関わらず、誰もが安心感の中で主体的に何度でも育ち直し、学び直しができるような、社会全体での「アフターケアの標準化」をお願いしたい。</p>	C	<p>本計画は、すべての子どもの権利を守ることを前提に、特に、社会的養育を必要とする子どもに関する施策を重点的に示したものです。自立支援の対象をすべての子どもに拡充するというご意見の趣旨は重要であり、県の他の計画も含め、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
48	2	<p>里親等委託率の目標値は、本当に達成できる数値なのか。</p>	E	<p>里親等委託率の目標値については、容易に達成できるものではないと考えておりますが、目指すべき方向性として設定しました。ただし、後期計画の策定に当たっては、進捗状況を確認し、必要に応じて目標値の見直しを検討することとします。</p>
49	1	<p>児童養護施設の定員数は、本当に減らしていくべきなのか。代替養育が必要な児童の数は、適正な数値なのか。</p>	E	<p>児童養護施設の供給量については、児童人口の減少や里親委託の推進、施設の小規模かつ地域分散化の方針等により減少する見込みではありますが、その減少幅については、施設で養育を必要とする子ども数の推移を見ながら、十分な供給量が確保できるよう慎重に検討する必要があると考えています。</p> <p>代替養育を必要とする子ども数の見込みに当たっては、近年の傾向に加え、一時保護期間が長期化している子どもについても潜在需要として加味していますが、毎年度確認するとともに、必要に応じて再推計や見直しを行うこととします。</p>

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
50	2	里親委託を受けた経験として、一人目のときは地域の中で助けをもらいながら養育ができたが、二人目のときは大変なことが多く、里親になることを勧められない。そんなに成り手がいるのか疑問。	E	里親委託を進めるに当たって、里親養育をしやすい地域づくりは重要であり、里親支援の中で、地域の社会資源を活用したソーシャルワークや市町村の理解・協力を得られるための働きかけに取り組んでまいります。
51	2	施設に入所しながら三日里親を活用する形態もよいのではないか。そういったことも、里親等委託率に反映されるとよいと思う。	D	里親等委託率については算定方法が決まっておりますが、里親等委託率には反映されない三日里親等の重要性については「里親等の供給量」の中で記載しており、様々な形での里親の活動を充実させるよう引き続き取り組むとともに、本計画の評価項目としても位置付けて状況を把握してまいります。
52	2	里親等委託率が伸びないのには、親の同意が得られない、施設入所が必要な子どもが多いなど、いくつか理由があると感じる。	E	里親等委託率が伸びにくい理由はいくつか考えられますが、子ども本人の意向や状態に着目したときに里親委託が最適と考えられる場合は、子どもの最善の利益の実現に努めてまいります。 なお、本人の意向や状態に着目した結果、施設での養育が最適と考えられる場合は、里親等委託率に捉われず、その子どもに適した養育環境を提供できるよう取り組めます。
53	2	代替養育が必要な子どもの中には、対応が難しい子どもも多い。里親委託が増えると、里親不調の数も増えてくるのではないかと。	E	里親委託に当たっては、的確なアセスメントによりマッチングの質を高めるとともに、里親を増やすことでマッチングの機会や幅を広げ、不調を少しでも減らせるよう努めます。 また、専門的なケアを必要とする子どもを受け入れる専門里親の育成に取り組めます。
54	2	里親支援のためには、単に児童相談所のケースワーカーの数を増やすだけでなく、里親への理解や経験のある職員を増やしていく必要がある。	A	児童福祉司の数を増やすだけでなく、里親への理解を深め支援の質を向上させることは重要であり、児童相談所における里親支援体制の強化の中で取り組んでまいります。
55	1	親教育に重点を置かないと、社会的養育を必要とする子どもの数が増える一方で、減らないのではないかと。	C	親への教育について、本計画で詳細な記載はしていませんが、ご意見については県の他の計画も含め、今後の取組みの参考とさせていただきます。 なお、保護者及び養育者への体罰禁止・体罰によらない子育てについての周知啓発については、子どもの権利擁護の推進の中で取り組むこととしています。
56	2	里親委託は、里親1人に対して子ども1人が前提なのか。児童相談所によって考え方が異なるので、方針を示してほしい。	E	本計画の里親登録数の見込みについては、便宜上、一組の里親に一人の子どもが委託されると仮定して算出しております。 実際の委託に当たっては、一組の里親への委託子ども数を制限する方針等はありませんが、個別の事案ごとに、委託が可能かどうかを判断しています。
57	2	乳幼児の里親委託に力を入れていく計画になっているが、仮にうまくいっても、委託から5年後・10年後に思春期に入ったときに問題が出てくるのではないかと。児童相談所の担当者も数年で異動になってしまうため、問題が出てきたときに、状況をよく把握していた人がいなくなってしまうのもよくある話である。目標値だけでなく、そうした場合の里親支援にも力を入れていく必要がある。	C	ご意見の趣旨を参考に、児童相談所において引継ぎを十分に行うほか、委託後時間が経過してから問題が出てきた場合にも適切に支援できる体制を整えられるよう努めてまいります。
58	1	発達障害等は、胎生期の状態に起因することが少なくないので、社会的養育について胎生期から対象になるという観点は価値がある。	A	胎生期から自立までを社会的養育と捉え、計画を推進してまいります。



意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
59	1	虐待相談対応件数の増加の背景として、保護者や養育者の就業形態の不安定化や、貧困の連鎖等を要因とした経済格差の問題による「養育する余裕のなさ」についても加えてほしい。	A	ご意見の趣旨については、2(2)「子どもと家庭を取り巻く状況」の記載に反映しました。
60	1	代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、「県所轄市町村の要保護児童対策地域協議会で対応しているケース数」の増加傾向も、潜在的需要を試算するうえで考慮してほしい。	D	要保護児童対策地域協議会で対応しているケース数については、増加傾向が見られるものの、そのすべてが代替養育を必要とする子どもというわけではなく、明確な判断が難しいため、算出方法に反映することは困難です。しかしながら、課題を抱える子どもが増加傾向にあることは確かですので、ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
61	1	代替養育を必要とする子ども数は減少する見込みとなっているが、神奈川県保育所待機児童(隠れ待機児童を含む)の現状と対策、展望を把握したうえでの減少見込みなのか?施設に入所する子どもの中には、「保育所利用申請」さえしていない事案も多々あるので、把握し精査してほしい。	D	代替養育を必要とする子ども数については、児童人口の推計値と、代替養育が必要となる割合により算出しており、保育所の待機児童については反映させておりませんが、ご意見として承ります。
62	2	3歳以上の就学前の里親等委託率に関して、今後の伸びについて不確実としている点、国が示す目標値の7年内の達成は困難としている点については見解に賛成するが、10年間で達成できるのかという懸念を感じる。その理由として、里親委託される事案の重篤化、登録里親の高齢化、今の社会状況下での里親リクルートの困難性が挙げられる。	C	里親等委託率の目標値については、容易に達成できるものではないと考えておりますが、目指すべき方向性として設定しました。ただし、後期計画の策定に当たっては、進捗状況を確認し、必要に応じて目標値の見直しを検討することとします。 また、ご懸念の理由として挙げていただいたことはいずれも重要な課題であり、今後の里親委託推進施策の検討に当たり、考慮すべき課題として留意いたします。
63	2	学童期以降の里親等委託率について、国が示す目標値を下方修正して設定したことに賛成する。また、計画後期に委託率を伸ばしていくという考え方にも賛成ではあるが、「親権者の同意が得られない」という大きな問題について、これまでとは異なるアプローチで児相相談所と施設が共同で取り組んでいく必要があると感じる。	A	ご指摘の問題は今後里親委託を進めていくうえで非常に重要であり、ご意見の趣旨は今後取り組むべき課題として「里親等への委託の推進」に反映しました。 子ども本人の意向や状態に着目したときに里親委託が最適と考えられる場合には、子どもの最善の利益が実現できるよう、今後対応策について検討してまいります。
64	2	3日里親や一時保護里親、アセスメント里親等は、社会的養護になくしてはならない貴重な資源でありその果たす役割は非常に大きいのに、なぜ里親等委託率に換算されないのか疑問である。	D	里親等委託率については算定方法が決まっておりますが、里親等委託率には反映されない3日里親等の重要性については「里親等の供給量」の中で記載しており、様々な形で里親の活動を充実させるよう引き続き取り組むとともに、本計画の評価項目としても位置付けて状況を把握してまいります。
65	2	里親委託の推進を前提とした乳幼児の供給量の推計について、里親の高齢化等の問題が懸念される。しかしながら、3歳未満の乳幼児は印象的に里親が最も受託を希望する年齢区分であること、愛着形成の面でも理想的なマッチングのタイミングであることなどから、他の年齢区分と比較すると、里親委託の推進の可能性は大きいと思う。	A	3歳未満の乳幼児については、愛着関係の基礎を作る時期にあり、重点的に里親委託を推進してまいります。 一方で、乳幼児は、アセスメントのための一時保護機能を担っていること、子育て短期支援事業の役割が今後ますます期待されることなどから、十分な供給量を確保するよう努めます。
66	3	児童養護施設の供給量の見込み方として記載されている基本的な考え方に賛同する。特に、里親との関係不調やファミリーホームでの不適応が発生した場合、その後のケアはとても困難である。現状の推移を把握しながら、適切な判断が必要と考える。	A	児童養護施設の供給量の見込みに当たっては、国が示す小規模かつ地域分散化の方針を前提としながらも、その減少幅については、施設で養育を必要とする子ども数の推移を見ながら、十分な供給量が確保できるよう慎重に検討してまいります。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
67	3	児童自立支援施設・児童心理治療施設の供給量について、現状と同程度の供給量を確保することとしているが、実際には、児童養護施設からこれらの施設に措置変更を希望しながらも空きがなく順番待ちになっている等の状況があり、供給量を増やす必要が高まる可能性もあるのではないか。	C	現時点では、現状と同程度の供給量の確保を見込んでいますが、これらの施設の需要について適切に把握し、後期計画の策定に当たっては、必要に応じて供給量の見直しを検討することとします。
68	4	子どもの権利理解と意見表明の促進事業について、大いに賛成する。特にアドボカシー事業は、利用者の人権擁護のためにも早急に実施すべきだと思う。また、児童の権利擁護や被措置児童虐待の発生防止のため、施設の第三者評価や自己評価と並行して、施設運営や施設の実態について施設職員からのヒアリングも実施すべきだと思う。	A	子どもの権利擁護を推進するため、子どもの権利理解と意見表明の促進や、子どもの意見を聴き代弁する支援等について、積極的に取り組んでまいります。施設職員からのヒアリングの実施については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
69	6	施設の高機能化及び多機能化について、現状でも、施設職員や里親が措置解除後の児童のアフターケアを自主的にいわばボランティアとして行っている事案がある。まずはその実態を把握してほしい。	C	措置解除後の児童のアフターケアについて、体制を強化することは重要であり、まずは現状の実態把握を行うというご意見については、今後の取組みを検討する中で参考とさせていただきます。
70	2	養子縁組後のフォローアップについて、対象児童が18歳を過ぎても、実態として「社会的自立」ができるまで、里子・里親への支援が継続的に行われるべきだと思う。その際、児童相談所の職員の人事異動等で支援が断ち切れてしまう傾向があるので、他の社会資源への支援の引き継ぎ等を強化してもらいたい。	C	養子縁組後のフォローアップについては、里親センターと児童相談所が連携して取り組んでまいります。児童相談所の人事異動により支援が断ち切れてしまうという点については、「児童相談所の体制強化」の中で、他の社会資源への引継ぎも含め改善に努めてまいります。
71	6	代替養育を経験した子どもの自立支援の推進について、現状でも、施設職員や里親が措置解除後の児童のアフターケアを自主的にいわばボランティアとして行っている事案がある。まずは実態調査を行い現状を把握してもらいたい。	C	措置解除後の児童のアフターケアについて、体制を強化することは重要であり、まずは現状の実態把握を行うというご意見については、今後の取組みを検討する中で参考とさせていただきます。
72	6	社会的養護自立生活支援事業等の実施について、進学を希望する子どもには、費用の助成制度を作ってもらいたい。また、社会的養護で育った子どもの進学率の向上についても、数値で目標設定をするのが望ましいと思う。	D	進学費用の助成については、奨学金等他制度との関係もあり、検討しておらず計画には反映できませんが、ご意見として承ります。
73	6	自立援助ホームについては、子どもにも支援者にも大きなニーズがあり、特に血縁関係に全く頼れる者がいない子どもにとっては大きな社会資源だと思う。開設を促進するに当たっては、具体的な開設予定時期を設定するのが望ましいのではないか。	D	自立援助ホームについては、運営の担い手の確保等の課題があり、具体的な開設予定時期については記載できませんが、開設促進に取り組んでまいります。
74	2	施設の場合は「環境不適応による措置変更」という言い方なのに、「里親」の場合のみ「関係不調」という言い方をするのはおかしいのではないか。里親は私的な環境の中で、継続的・特定の人間関係を構築するため、日々子どもと向き合っている。「関係不調」という表現は里親の尊厳を損ねるものであり、心理的にダメージを受ける里親も少なくないと思うので、より適切な表現を検討してもらいたい。	D	里親委託がうまくいかなくなる事案は、子どもと里親の関係のみを要因とするものではなく、生活環境への不適応、子どもが本来抱える問題の表出、実親との関係など様々です。現時点で他に適切な表現がないため、便宜上それらをすべて「不調」という言葉で表していますが、ご意見として承ります。
75	1	社会全体の働き方改革が徐々に進む中、児童福祉分野は取り残されている印象を受ける。施設職員だけでなく、児童相談所職員や里親の「バーンアウトの予防」「メンタルヘルス施策」は、児童へのより良いケアを保障するための基盤的必須事項だと思う。特に児童相談所を始めとする関係行政の職員が健康的に業務に取り組むことができなければ、この計画を推進することは極めて困難だと思う。子どもの最善の利益のためにも、是非検討してもらいたい。	C	社会的養護に携わる施設職員や里親、児童相談所を始めとする行政職員のメンタル面でのケアは重要であり、ご意見については、施設現場の支援や里親支援の取組み、児童相談所の体制強化の中で参考とさせていただきます。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
76	1	里親センター長が会議の場等で「里親委託推進は、里親・児童相談所・施設が三位一体となって取り組むことが重要である」と話されていたが、これは「社会的養護全体」にも通じる考えだと思う。 「すべての子どもが健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現」のに向けて、関係機関が連携して協働していけるとよいと思う。	A	本計画の推進に当たっては、里親、施設、児童相談所等関係機関の連携・協働が非常に重要であり、ご意見の趣旨を踏まえ引き続き取り組んでまいります。
77	1	とても読みにくい文章で、「子どもが権利の主体」であるはずなのに「子どもの意見」を聴く配慮が感じられない。施設職員や里親が説明しやすいよう、子どもが分かる平易な文章に直して出し直してほしい。	C	ご意見の趣旨を踏まえ、今後、子どもにも分かりやすい本計画の説明ツールの作成等について検討します。
78	1	この計画案は「社会的養育」をととても狭く捉えていると思う。社会的養護が繰り返されるなど負の連鎖を変えるには、アフターケアへの配慮や教育改革が不可欠である。	C	社会的養護が繰り返されるような連鎖を断ち切るために、アフターケアは重要であり、代替養育を経験した子どもの自立支援の中で引き続き取り組んでまいります。 教育改革については本計画には反映できませんが、今後の取組みの参考とさせていただきます。
79	1	文章だけでは伝わらないことが多すぎるので、当事者・里親・施設・児童相談所・NPOなど、希望者と生でディスカッションする機会を設けるべきだ。	C	関係者・関係機関への説明の機会を何度か設けさせていただきましたが、十分とは言えなかったかもしれません。ご意見は、今後計画を推進していくに当たって参考とさせていただきます。
80	1	意見募集期間が短いうえに、年末年始の忙しく慌ただしい期間だ。県民の意見を本当に聴く気があるのか。	E	今年度末までに策定という期限がある中で、可能な範囲の意見募集期間を設定しましたが、時期が不適切であるというご意見も含め、今後の取組みの参考とさせていただきます。 なお、計画を進めていくに当たってのご意見については、意見募集期間に関わらずお聞かせいただければと思います。
81	1	年号の表記が和暦で分かりにくいので、西暦表記を必ずつけてほしい。	A	ご意見を踏まえ、年号表記を見直しました。
82	1	社会的養護を受けることができる子どもの数は、施設の数と受け入れ可能数でほぼ決まっており、現在の措置委託児童数を基に需要量を、算出するのは誤った方法だと思う。	C	代替養育を必要とする子ども数の見込みに当たっては、実際の措置委託児童数の傾向に加え、一時保護期間が長期化している子どもについても潜在需要として加味していますが、毎年度確認するとともに、必要に応じて再推計や見直しを行うこととします。
83	5	社会的養育を必要とする子どものすべてを保護することは難しいと思うが、自治体間で連携して取り組む必要がある。子どもの死亡事件の反省を踏まえ、保護されていない子どもや解除された子どもが命の危険に晒されているかもしれないという緊張感を常に持ってほしい。	A	ご意見については、「児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化」の中で取り組むこととしており、児童虐待事案に迅速・的確に対応できる児童相談所体制の整備や、児童虐待による死亡事例の検証と再発防止等に努めてまいります。
84	1	「社会的養育を必要とする子ども」の「神奈川県判断基準」をもっと分かりやすく示してほしい。	B	「社会的養育を必要とする子ども」は、その養育に対して社会の支援を必要とする子どもで、家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子どもまですべてが対象となります。本計画は中でも特に、行政機関の直接の支援を要する社会的養育を必要とする子どもに関する施策を重点的に示すこととしています。
85	1	この計画案の作成にあたり、県内の何人の子どもの意見も聞いたのか、人数を示してほしい。また、子どもにも意見を聴いて作成した箇所があれば、示してほしい。大人の考える「子どもの最善」には、子どもの意見が加味されていないことが多い。	A	計画策定に当たり、社会的養護経験者の方から意見を聴く機会を設けさせていただきました。当事者からの意見聴取は重要であり、引き続き取り組んでまいります。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
86	6	児童相談所の意識は、「子ども=18歳まで=GOAL」と捉えており、その後の長い人生（アフターケア）を俯瞰したものではないと思う。 18歳になると、児相は急に関係の希薄な親に保証人などの関係性を持つよう促し、それが発端となって親が子どもに金銭的な援助を求めてくるような話を聞くが、こうしたことへの反省が書かれていない。	C	児童相談所が関わる子どもについて、18歳以降の人生も見据えた支援を行い、措置解除後も必要な支援につなげることは重要であり、ご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
87	6	神奈川県内の代替養育を経験した子どもたちへの追跡調査は、改定案の根本だと思うが、どうなっているのか。	A	代替養育を経験した子どもの追跡調査は重要であり、2013年に神奈川県児童福祉施設職員研究会（神児研）調査研究委員会が調査しておりますが、今後も必要に応じて実施してまいります。
88	2	神奈川県は「三日里親」のシステムが良く機能し、アフターケアとして有効であると言われている。稼働率も高いそうなので、もっとアピールすべきではないか。また、市町村で展開するファミサポや施設ボランティアから、段階的に研修を受けながら養育里親になっていくシステムも有効ではないか。	C	三日里親等の重要性については「里親等の供給量」の中でも記載しており、様々な形での里親の活動を充実させるよう引き続き取り組むとともに、本計画の評価項目としても位置付けて状況を把握してまいります。 ご提案いただいたシステムについては、今後の取組みを検討するに当たっての参考とさせていただきます。
89	2	児童相談所を含む公務員は経済的にも安定しており、「季節里親」をすることが有効ではないか。自身が里親になることで、「里親になるために何がハードルになっているか」が分かるのではないか。	C	児童相談所を始めとする公務員が、自身の立場に置き換えて里親を増やす方策を考えることは重要であり、ご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。
90	1	日本は欧米に比べると社会的養護が30～50年遅れていると言われており、県としてもこれまでの社会的養育の反省を徹底的に行ってほしい。	E	これまでの本県における社会的養育の取組みを踏まえ、すべての子どもが健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指し、取組みを進めてまいります。
91	5	県の児童相談所は所管区域が広く、きめ細やかな対応には適さない。地域の民間団体や人を育て、子どもと身近で接する人と連携し、背後で彼らをサポートする体制を作るべきである。具体的には「子どもと代替養育者のマッチングと見守り業務」と「親教育」については民間に任せていくべきである。	C	児童相談所業務の民間事業者への委託については現時点で検討しておりませんが、今後の取組みの参考とさせていただきます。なお、民間団体との連携というご意見の趣旨は、6（2）ア「児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化」の記載に反映しました。
92	5	児童相談所の人事異動により、里親や施設職員が児相職員との関係性構築に苦労していることについて、反省と改善をし、今後の業務に生かしてほしい。	C	児童相談所の人事異動により里親や施設職員の皆さんにご苦労をおかけしているという点については、「児童相談所の体制強化」の中で改善に努めてまいります。
93	5	児相は、個人情報の管理や子どものライフストーリーワークにもっと注力すべきである。	C	児童相談所で扱う個人情報については、引き続き管理を徹底してまいります。ライフストーリーワークについては大変重要と考えておりますので、今後の取組みの参考とさせていただきます。
94	5	社会的養護の子どもだけでなく、それ未満の子どもについても、民間や市町村と連携して見守ってほしい。子ども一人ひとりに合ったアフターケアを計画することで、社会的養護が必要な子どもを減らすことができると思う。 まずは、他自治体の好事例を真似る→学ぶことをしてほしい。	B	要保護児童・要支援児童については、市町村の要保護児童対策地域協議会が中心となって支援しており、引き続き市町村と連携して取組みを進めてまいります。 また、他自治体の事例に学ぶことは意義のあることであり、ご意見は今後の取組みを検討するに当たり参考にさせていただきます。
95	4	施設や児童相談所は、積極的に「子どもの権利ノート」の説明をしておらず、子どもの声を聴くシステムが機能していない。 子どものアドボケイトを正確・誠実にを行うためには、民間の第三者機関に任せるのが望ましい。季節里親やボランティア、かつての当事者も担い手として適任と思う。	A	子どもの権利擁護の推進は重要であり、ご意見については、子どもの権利理解と意見表明の促進、子どもの人権相談事業の強化、学識者や弁護士などの第三者によるアドボカシー事業等を進める中で取り組んでまいります。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
96	2	<p>季節里親や週末里親も、長期の養育里親と変わらず「子どものアフターケア」＝「実家機能を担える家庭」になり得る可能性が高い。社会的養護を必要とする子どもは、「実家がない」に等しいので、インケア中から“施設外部に自分だけの専用の大人”を付けることで、施設を出た後の不安を軽減することができる。</p> <p>例えば、「ライト級（日帰り里親等） - ミドル級（季節里親・週末里親等） - ヘビー級（長期委託里親等）」という里親制度を整備し、ステップアップするシステムを構築し、里親の意識のハードルを下げ、子どもの応援者の裾野を広げてはどうか。</p> <p>また、アフターケアのために、すべての施設入所児童に三日里親を付けると良いと思う。</p>	C	<p>ご意見のとおり、社会的養護を必要とする子どもが、安心して頼れる存在を持つことは重要です。</p> <p>また、三日里親等の重要性については「里親等の供給量」の中でも記載しており、様々な形での里親の活動を充実させるよう引き続き取り組むとともに、本計画の評価項目としても位置付けて状況を把握してまいります。</p> <p>ご提案いただいたシステムや全施設入所児童に三日里親を付ける案については、今後の取組みを検討するに当たっての参考とさせていただきます。</p>
97	1	<p>現代社会が抱えている根本的な問題をしっかりと捉えているのか疑問。虐待が減らないと分析しているのに、なぜ代替養育を必要とする子どもの数が減少するのか？里親登録数が10年間で本当に1.6倍に増加するのか疑問である。仮に増えたとしても、乳幼児の委託率は高く、中高生の委託率は低いというのが簡単に予測される。現実にはそくわな計画としか捉えられない。我々大人一人ひとりが生き方の見直しをすることこそが大切なのではないか。</p>	E	<p>代替養育を必要とする子ども数の見込みに当たっては、児童人口の減少だけでなく、近年の傾向や一時保護期間が長期化している子どもについても潜在需要として加味していますが、毎年度確認するとともに、必要に応じて再推計や見直しを行ってまいります。</p> <p>里親登録数については、容易に達成できるものではないと考えておりますが、里親等委託率の目標値を前提に、目指すべき方向性として設定しました。ただし、後期計画の策定に当たっては、進捗状況を確認し、必要に応じて目標値や里親登録数の見直しを検討することとします。</p> <p>中高生を含む学童期以降の里親委託は慎重に検討する必要があると考えており、国の示す目標値より低い水準の目標を設定しています。</p> <p>大人一人ひとりが意識を変えていくための働きかけは重要であり、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>